

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	市民局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続	機械設備等保守点検	日本管財株式会社	11,396,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	もと市民交流センターひがしよどがわ特定建築物等定期点検業務委託(建築物)	機械設備等保守点検	日本管財株式会社	3,308,800円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	戸籍・戸籍附票システム標準化対応にかかる大阪市戸籍情報システム移行業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	141,152,000円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
4	大阪市住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システム移行に伴う戸籍コンビニ交付システム設定等業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	8,250,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
5	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるデータ移行対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	114,400,000円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
6	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準外関連システム(窓口受付管理)対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	34,122,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
7	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるBPR帳票追加対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	34,309,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
8	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準外関連システム(除票管理システム)対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	84,460,860円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
9	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準仕様書改版に伴う標準準拠システムへの本番移行等対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	117,040,000円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるEUC機能追加対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	37,730,000円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
11	令和7年度大阪市住民基本台帳等事務システム住記標準化対応におけるミドルウェアライセンス提供及び保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	26,585,625円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
12	令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準外関連システム(市営住宅システム等連携機能)対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	19,657,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
13	大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる追加環境構築(WSUS等)対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	37,832,850円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
14	令和7年度 住民基本台帳等事務システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	214,893,723円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
15	令和7年度 住民基本台帳ネットワークシステム機種更新対応(構築・試験)業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	81,140,235円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
16	大阪市戸籍情報システム保守業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	22,510,125円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
17	大阪市戸籍情報システム用端末増設に伴うシステム設定作業業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	5,808,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
18	大阪市戸籍情報システム標準化対応に伴うコンビニ交付システム設定変更業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	26,191,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
19	令和7年度 証明書 交付対応行政サービス(マルチコピー機) 端末(市民局)に係る 証明書等自動交付 サービス提供業務委託(単価契約)	情報処理	京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	4,329,600円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
20	POSレジ関連機器 保守業務委託 長期 継続	情報処理	株式会社寺岡精工	29,911,200円	令和7年4月28日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
21	令和7年度企業等の 女性活躍推進に向けた 認証及び啓発・支援 事業業務委託	その他	一般財団法人大阪 労働協会	21,944,997円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
22	令和7年度女性活躍 推進情報発信事業業務 委託	その他	株式会社ママそら	2,689,500円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
23	令和7年度 クレオ大 阪情報提供システム 運用保守業務委託	情報処理	富士テレコム株式会社	2,554,200円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
24	令和7年度 DV等により 緊急一時的に保護された 被害者等に対する支援 業務委託	その他	非公開(※)	12,642,520円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	非公開(※)	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	令和7年度 Jリーグ セレッソ大阪と連携・ 協力した人権啓発事 業に係る運營業務委 託	その他	株式会社セレッソ大 阪	1,233,870円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
26	令和7年度 企業啓 発推進事業(企業へ の人権啓発支援)業 務委託	その他	大阪市企業人権推 進協議会	10,408,090円	令和7年4月10日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
27	大阪市法律相談業務 委託	その他	大阪弁護士会	52,635,506円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
28	音声認識技術を活用 した各種相談電話予 約受付業務委託	情報処理	株式会社AI Shift	13,915,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
29	令和7年度 地域活 動協議会補助金申請 システムの保守管理 等業務委託	情報処理	株式会社ホロンシ テム	18,309,663円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
30	令和7年度 客引き 行為等の適正化に係 る繁華街対策業務委 託	警備	株式会社エグゼク ティブプロテクション	103,816,126円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	令和7年度マイナンバーカード利活用促進及び出張訪問による交付申請受付支援等企画・運営業務委託	その他	大日本印刷グループ 共同事業体	611,332,075円	令和7年5月15日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
32	住民基本台帳ネットワークシステム機種更新にかかる支援業務委託	情報処理	PwCコンサルティング 合同会社	35,750,000円	令和7年5月16日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	G28	—
33	令和7年度 男女共同参画普及啓発事業業務委託	その他	一般財団法人大阪 男女いきいき財団	3,872,990円	令和7年5月19日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
34	戸籍コンビニ交付用サーバへのエッジサーバ仮想環境構築業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	15,048,000円	令和7年5月26日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
35	振り仮名対応にかかる端末増設に伴う戸籍情報システム用サーバ等設定作業業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	2,069,100円	令和7年5月26日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
36	大阪市定額減税補足 給付金(不足額給付) 支給事業業務委託	その他	TOPPAN株式会社	581,981,411円	令和7年6月6日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
37	大阪市住民記録シス テム及び印鑑登録シ ステム標準化対応に かかるデータ移行追 加対応(転入通知未 着者対応、他システ ム向け初期セットアッ プ)業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	48,209,370円	令和7年6月18日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第2号	W2	○

※契約の相手方、随意契約理由については、公表することによって所在地が判明するおそれがあるため記載しない。

随意契約理由書

1 案件名称

市民局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

市民局が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部総務担当（総務グループ）

TEL 06-6208-7316

随意契約理由書

1 案件名称

もと市民交流センターひがしよどがわ特定建築物等定期点検業務委託（建築物）

2 契約相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部施設担当

TEL 06-6208-7327

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍・戸籍附票システム標準化対応にかかる大阪市戸籍情報システム移行業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本契約は、現行の戸籍情報システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行するものである。

標準準拠システムへの移行は、令和7年度中に行うこととされており、本市戸籍情報システムについては、現行システムをバージョンアップする手法により実施予定である。

富士フイルムシステムサービス株式会社は、現行システムの開発・運用保守業者であり、本契約は現行契約に接続して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば現行契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システム移行に伴う戸籍コンビニ
交付システム設定等業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、国の策定する標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）への移行に際し、必要となる戸籍コンビニ交付用システムの改修を行うものである。

戸籍情報システムの標準準拠システムへの移行は、事業者を切り替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップすることを決定している。富士フイルムシステムサービス株式会社は現行システムの開発・運用保守業者であり、本業務は現行システムの開発、運用保守業務と密接不可分の関係にあるため、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
データ移行対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T T データ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係るデータ移行の令和7年度作業として、令和6年度作業で製造したデータ形式変換の移行ツール及び行政事務標準文字への変換ツールのチューニング作業を実施するとともに、移行ツール動作確認テスト、データクレンジング確認、移行計画書の作成、移行リハール等の準備作業を経て、令和7年12月の最終開庁日から令和8年1月4日までの本番移行の対応を実施する。

株式会社N T T データ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、標準化対応に係るデータ移行業務であり、現行契約に接続して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば現行契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
標準外関連システム（窓口受付管理）対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T T データ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへの移行に伴いなくなる現行の住基等システムの機能のうち、令和4～5年度に各区役所の協力のもと実施した業務見直し（BPR）を踏まえ、本市の業務または市民サービスに多大な影響を及ぼすものと評価した受付窓口機能を引き続き利用可能とすることで市民サービスの維持や標準準拠システムへの安定的な移行を実現することを目的とし、当該機能を標準準拠システムと一体のパッケージシステム（標準外関連システム）として実装するため、システムテスト、マスタテーブルの設定作業、データ移行作業、マニュアル変更作業等を実施するものである。

株式会社N T T データ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、受付窓口機能を標準準拠システムと一体的に実装する業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
BPR 帳票追加対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係る BPR 検討（令和4年度、令和5年度実施）の結果、市民サービスの提供を維持するために必要であると整理された帳票、並びに各種帳票を出力するために必要な画面、バッチジョブネット機能を、標準準拠システムと一体のパッケージシステムとして実装するため、データ移行、システムテスト等の作業を実施するものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、BPRにより市民サービス維持のため必要と整理された帳票や機能等を標準準拠システムと一体的に実装する業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
標準外関連システム（除票管理システム）対応業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへの移行に伴い、除票管理システムを標準準拠システムと一体のパッケージシステム（標準外関連システム）として実装するため、データ移行、システムテスト等の作業を実施するものである。標準準拠システム移行後の住民票データは標準仕様書に基づくデータ形式に対応する必要があるが、現行システムでの消除者の情報や異動履歴として管理しているデータが正しく保持されないおそれがあるため、標準準拠システムへの移行時に住民票の全件改製を行い、改製原除票を含む消除者を除票管理システムで管理することで、住民票の正確性を確保する。

株式会社NTTデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、除票管理システムを標準準拠システムと一体的に実装する業務であり、現行契約に接続して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば現行契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
標準仕様書改版に伴う標準準拠システムへの本番移行等対応業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステム標準化対応において、標準仕様書改版に伴う大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの文字要件の変更、氏名振り仮名、旧氏名振り仮名法制化対応やオンライン申請に係る申請管理機能との連携といった仕様変更に対応するため、テスト対応や操作マニュアル修正作業を実施するものである。

株式会社NTTデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行っている。本業務に係る設定・テスト作業等は、標準準拠システムへの移行に係る追加作業であり、現行契約と密接不可分の関係にあるため、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
EUC機能追加対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係る EUC 機能を構築するものである。当該機能の構築には住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムとの密接な連携が必要であるため、標準準拠システムを含めた環境設定・テスト作業等を実施する。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、標準化対応に係る標準仕様書にて必須とされている EUC 機能を実装する業務であり、現行契約に接続して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民基本台帳等事務システム住記標準化対応におけるミドルウェアライセンス提供及び保守業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの構築に必要なミドルウェアライセンスを本市に提供するとともに、標準準拠システムのサービス提供にあたってのミドルウェアの設定対応、障害発生時のミドルウェア部分との原因切り分け・調査やセキュリティパッチ適用、バージョンアップ対応といった保守業務を行うものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供や、ガバメントクラウド上での本市専用の標準準拠システム稼働環境の設定を行っている。本契約で委託するのは、ガバメントクラウド上で標準準拠システムを安定的に稼働させるために必要なミドルウェアの設定対応や維持管理、障害発生時の切り分け、問い合わせ対応等の業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
標準外関連システム（市営住宅システム等連携機能）対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへの移行に伴い、標準仕様書では対象外となっている市営住宅システム等の標準化対象外システムへの住民票異動データ連携を行うための機能を、標準準拠システムと一体のパッケージシステム（標準外関連システム）として実装するため、データ移行、システムテスト等の作業を実施するものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、市営住宅システム等へのデータ連携機能を標準準拠システムと一体的に実装する業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる追加環境構築
(WSUS 等) 対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T T データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムのセキュリティ確保に必要な Windows 更新プログラムの配信・制御機能 (WSUS) について、住記印鑑システム独自の環境に WSUS 更新サーバを構築するため、設計、構築対応を行うものである。

株式会社N T T データ関西は、令和 5 年 7 月 31 日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」(以下「現行契約」という。)の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行っている。本業務に係る設計・構築対応は、標準準拠システムへの移行に係る追加作業であり、現行契約と密接不可分の関係にあるため、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、

責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項
第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 住民基本台帳等事務システム運用保守業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、住民基本台帳等事務システムの運用保守業務を委託するものであり、同システムの各プログラム等の著作権の一部が開発元である株式会社N T Tデータ関西に留保されているため、調達の手続が同社に特定される。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 住民基本台帳ネットワークシステム機種更新対応（構築・試験）
業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバ及び端末等機器に係る機種更新の設計の次工程として必要となる環境構築及び試験を行うものである。

株式会社N T Tデータ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であり、本業務は現行の保守業務と接続して役務の提供を受けることから、当該事業者以外に履行させた場合、現行の保守業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ
TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現富士フイルムシステムサービス株式会社）のパッケージソフトウェアを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現富士フイルムシステムサービス株式会社）のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム用端末増設に伴うシステム設定作業業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍の振り仮名対応について、届出業務の対応のため各区役所に端末を増設予定である。本業務委託は、当該増設端末に対し、戸籍情報システムを構築するための各種設定作業等を実施するものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行の戸籍情報システムの開発・運用保守業者であり、本業務は現行システムの開発、運用保守業務と密接不可分の関係にあることから、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム標準化対応に伴うコンビニ交付システム設定変更業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、戸籍情報システムの標準準拠システムへの移行前に、標準化対象外であるコンビニ交付システムについて、戸籍情報システムから分離し、新たにシステムを構築するものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行の戸籍情報システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は、現行の戸籍情報システムに搭載されているシステムから更改作業を行う関係上、現行システムの開発、運用保守業務と密接不可分の関係にあることから、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係る
証明書等自動交付サービス提供業務委託（単価契約）

2 契約相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施する。

事業実施にあたり、令和6年5月24日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を設置することとなった。また、コンビニ交付の運営主体である地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が定める契約約款に基づき、J-LIS、行政キオスク端末の設置者である本市及び行政キオスク端末提供事業者（以下「端末事業者」という。）間で証明書等自動交付サービス契約（以下「本体契約」という。）を締結したところである。

本業務委託は、本体契約に基づく端末事業者の交付事務の役割を踏まえた各種業務を定め、本市と契約締結するものである。

本業務に関しては、既に締結した本体契約と一連となって機能を発揮する関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、端末事業者である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

POSレジ関連機器保守業務委託 長期継続

2 契約相手方

株式会社寺岡精工

3 随意契約理由

社会的なキャッシュレス化の広がりを踏まえ、行政サービスの窓口において様々な支払手段を選択できる環境を整え、市民の利便性向上を図ることを目的として、多くの市民が利用する住民票等発行手数料のキャッシュレス化を推進している。キャッシュレス決済端末に連動可能なPOSレジシステム及び自動釣銭機一式については、株式会社寺岡精工から同社製品を買入契約により調達した。

本契約は、同機器の無償保証期間（6か月）終了後の令和7年4月29日から保守業務を委託するものであり、特殊の技術や手法を用いる必要があるため、部品の手配・保守交換は製造元の株式会社寺岡精工のみ対応可能となっており、当該業務の履行が可能な業者が同社に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

2 契約相手方

一般財団法人大阪労働協会

3 随意契約理由

女性活躍に向けた各企業等の課題は、社会情勢に応じて変化するとともに、企業規模や組織体制、業種により多岐にわたり、企業等に対する啓発・勧奨、取組支援にあたっては、労働環境等に関する専門的見地を踏まえ、企業の実情や課題等を正確に把握・分析のうえ、企業ニーズに応じ最適な手法を選択する必要がある。とりわけ、女性がキャリアを形成していくために、企業は仕事と育児・介護の両立支援に加えて、女性特有の症状を踏まえた健康への理解・支援等の「健康との両立」も求められてきていることから、女性の健康問題への理解促進に向けた取組を進めていくという社会的な機運を醸成するよう意識啓発等を効果的な手法で実施するために、民間事業者の持つ高度の専門性とノウハウ、ネットワーク等を最大限に活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪労働協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪労働協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

TEL 06-6208-7655

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 契約相手方

株式会社ママそら

3 随意契約理由

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の適用事業者は、令和4年度に従業員数101人以上の事業者には拡大されているが、来年度は「育児・介護休業法」に基づく男性の育児休業取得状況の公表義務が、従業員数300人超の事業主に拡大されることを受けて、企業は男性の育児休業取得に関する取組をより一層求められることから、特に中小企業等においてニーズが高まるとされる女性活躍に向けた職場環境整備等に役立つ情報発信が期待される。

本事業では、上記のとおり社会情勢に応じて取り組むべき課題が変化し、課題の変化に伴って発信すべき対象、内容及び効果的な発信手段も変化することから、女性活躍推進に関する最新の実情等を踏まえ、創意工夫による新規コンテンツを作成し、これをウェブサイトやSNS等で適時・的確に発信することをはじめ、各業務メニューの実施においては、民間事業者による高度の専門性と創造性が必要となる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ママそらの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ママそらと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

TEL 06-6208-7655

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本案件は、クレオ大阪各館においてリース機器に導入している利用者への情報提供システムの運用を行うにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守までを行うものである。

当該システムは富士テレコム株式会社が保有するパッケージソフトを基に開発されたものであり、運用保守業務には同社が保有する独自の技術を用いる必要があるため、履行が可能な業者が同社に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の2 第1 項第2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2 第1 項第2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9156

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営
業務委託

2 契約相手方

株式会社セレッソ大阪

3 随意契約理由

本件に係る人権啓発事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。スポーツの中でも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有していることから、Jリーグチームと連携を図ることで、より大きな啓発効果を見込んでいる。

本件は、当該事業の運營業務を委託するものであり、本市に所在する唯一のJリーグチームである「セレッソ大阪」との連携・協力が必要であるため、履行が可能な業者が株式会社セレッソ大阪に特定される。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）

TEL 06-6532-7631

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）業務委託

2 契約相手方

大阪市企業人権推進協議会

3 随意契約理由

本事業における人権啓発講座の実施にあたっては、研修のテーマや実施時期、開催手法など企業のニーズに即した内容とするとともに、より多くの企業の参加が得られるよう手法を工夫するなど興味・関心を惹く広報が必要である。また、講座の実施だけでなく、各企業において社内研修等を実施してもらうことにより、人権を尊重した企業活動につなげることを目的としている。

これまで企業等への啓発支援としては、企業への人権啓発講座の実施や、社内人権研修の推進のための情報・資料提供を行っているが、企業が実施する研修が、より効果的なものとなるようテーマや講師の紹介、カリキュラムの作成などの具体的な支援を行い、また、その研修を他の企業に事例として紹介することで、企業全体での人権に関する取り組みをより一層推進するものである。

そのため、企業活動において、研修がどのように行われ、研修を実施する際にどのような課題を持っているのかなどの情報収集能力、その課題等を事業者自身が持つ研修実施のノウハウから解決策を導き出す企画力などが必要であり、かつ、確実に本事業が遂行できる組織体制・運営基盤があるかなど、本事業の理解度や遂行力を踏まえて事業者を選定する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪市企業人権推進協議会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大阪市企業人権推進協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）

TEL 06-6532-7631

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市法律相談業務委託

2 契約相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

大阪市法律相談は、市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的として、弁護士による土地・建物、金銭貸借、結婚・離婚、相続、戸籍等に関する法律相談を実施するものである。専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行っており、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談、外国人住民法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(最少人数で対応する場合の弁護士数のべ 1,727 人)を確保しなければならない。また、不測の事態が発生した場合においても代替要員の手配等にも速やかな対応が求められる。これらの対応をするためには、相当数の弁護士が所属する団体である必要があり、個別の弁護士事務所では対応が不可能である。

一方、大阪弁護士会は、弁護士の単なる同業団体ではなく、弁護士業務を行おうとする者は必ず入会しなければ弁護士業務を行うことができないという、いわゆる強制加入団体であり、大阪を主要な活動地域としている約 5,000 名の弁護士が加入している。また、当該団体は、弁護士法第 1 条の趣旨に則り、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、さまざまな活動を行っており、その 1 つとして、市民への法的サービスの充実と提供を行うため、総合法律相談センターを設置するなど、同種業務の実績も有した団体である。本業務の規模、内容を確実に遂行するには、当該団体以外には存在せず、大阪市内では唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当

TEL 06-6208-7321

随意契約理由書

1 案件名称

音声認識技術を活用した各種相談電話予約受付業務委託

2 契約相手方

株式会社 AI Shift

3 随意契約理由

本事業は、令和4年度から令和6年度までデジタル統括室において実施されており、令和7年度より、市民局に事業移管されるものである。事業移管後は、より円滑に予約受付ができるような利便性の高いサービスについて検討した上で、新規事業者のシステムへ切り替えることを想定しており、それまでの期間はデジタル統括室が契約している現行事業者のシステムを継続利用する。

現行事業者のシステムについては、株式会社 AI Shift が提供する SaaS を活用しており、AI 電話のシナリオ登録や音声認識の調整、テスト、予約管理画面のカスタマイズ等の設定が本市に合わせたものとなっているため、当該システムを管理・運用できるのは株式会社 AI Shift のみである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現契約業者である株式会社 AI Shift と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当

TEL 06-6208-7321

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 地域活動協議会補助金申請システムの保守管理等業務委託

2 契約相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は、地域活動協議会補助金申請システム（以下「本システム」）の保守管理を行うものである。

株式会社ホロンシステムは、大阪市市民活動総合ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）の保守管理業者であり、令和7年度も引き続き、保守管理を行う。

本システムは、ポータルサイト上で運用し、ログイン機能を共用しており、双方のシステムの連携やインシデント発生時の迅速な対応が必須であるため、ポータルサイトの保守管理業務と本業務は密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ

TEL 06-6208-9792

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託

2 契約相手方

株式会社エグゼクティブプロテクション

3 随意契約理由

本市においては、繁華街における客引き等を行いにくい環境の構築を目的とし、令和6年度からパトロールスタッフを業務委託により配置し、客引き行為等迷惑行為者に対する口頭注意や、来街者に対する啓発活動等、繁華街対策を実施している。

令和7年度については、万博が開催されることにより、キタ・ミナミ地区に代表される繁華街に、多くの観光客や、万博事業関係者等が訪れると想定される。繁華街での人流が増加することに伴い、客引き行為等迷惑行為者もさらに増加することが見込まれ、事業実施にあたってのリスクや課題は令和6年度以上の増加が想定されることから、さらなるリスクや課題に対応できる「経験・資格・身体能力」を考慮した従事者選定、多角的な対応が可能な実施体制及びより効果的な対応策が必要となる。

また、観光客の中には、外国人観光客も多く含まれることから、外国人観光客に対する「客引きについていけない」等の啓発を行う必要がある。

上記のような、より過密化、多国籍化した繁華街において、客引き等の迷惑行為を行いにくい環境を構築していくにあたっては、豊富な経験に基づいて、より効果的で柔軟な取組手法によって、対策を講じる必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社エグゼクティブプロテクションの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社エグゼクティブプロテクションと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当

TEL 06-6208-7317

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度マイナンバーカード利活用促進及び出張訪問による交付申請受付支援等
企画・運営業務委託

2 契約相手方

大日本印刷グループ共同事業体

3 随意契約理由

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、行政手続きを非対面かつ迅速に行う上で重要性が一層増しているなかで、マイナンバーカードの利活用について広く周知する必要性が生じており、この利活用について効果的な広報周知活動を実施するとともに、これまでマイナンバーカードの交付を受けていなかった市民が申請しやすい環境を提供する必要があると考えている。

本事業は、マイナンバーカードの利便性や利活用について、現にマイナンバーカードの交付を受けている市内全域の市民を主な対象に広く広報周知を行い、一方でマイナンバーカードの交付を受けていない市民がマイナンバーカードを持つことの魅力を感じ、交付申請を希望した際に申請支援を行うことを目的とする。本事業の性質上、マイナンバーカードの利活用についての広報周知と支援を希望する市民に対する的確に情報を届け、外出困難等の市民に過大な負担を負わせることなくマイナンバーカードの交付を行うまでの枠組みを構築するにあたり、民間事業者の持つ高度の専門性とノウハウ等を最大限に活用し、より効果的で柔軟な取組手法によって実施する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大日本印刷グループ共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本印刷グループ共同事業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム機種更新にかかる支援業務委託

2 契約相手方

P w C コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

本業務委託は、住基ネットシステム（以下、「住基ネット」）の機種更新にあたり、住民記録・印鑑登録システム（以下、「本件システム1」）及び戸籍・附票システム（以下、「本件システム2」）。あわせて「本件各システム」との連携に関する課題を網羅的に把握したうえで、システム間連携への影響の有無及び内容を評価し、テスト計画・本番切替計画策定から安定稼働までの工程全般を支援するものである。

P w C コンサルティング合同会社は、令和6年6月28日に契約締結した「大阪市住民記録・印鑑登録システム及び戸籍情報システム標準化対応支援業務（その2）委託」の受託者であり、本件各システムの標準化対応について、現在同社による支援を受けている。住基ネットの機種更新は令和7年12月末までで行う必要がある。本件各システムにかかる標準化移行は佳境を迎えており、機種更新は本件各システムの移行作業に大きく左右されるなか、確実に実施する必要がある。

本業務においては、本件各システムとの連携に関する課題の網羅的な把握が必要となるところ、その準備工程として、本件各システムの概要及び課題の把握が前提となる。現行事業者であれば、当該工程を省略でき、期間を短縮できる。加えて、本件各システムについて、今後実施予定のテスト及び本番切替における計画等の把握が必要となるところ、現行事業者であれば、本件各システム及び住基ネットのテスト計画等を網羅的、横断的に把握でき、業務の円滑な実施を確保できる。

以上より、他の発注に係る実施中の業務の内容と重複及び関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 男女共同参画普及啓発事業業務委託

2 契約相手方

一般財団法人大阪男女いきいき財団

3 随意契約理由

本事業は、生活の身近な場面で男女共同参画への理解を深めることを目的としており、より多くの市民を対象に、訴求力をもって、効果的な啓発・情報発信を行うことが肝要である。市民に関心を持たせるためには、啓発テーマや啓発手段、情報発信の方法が、時代の変化に合わせた戦略的なものでなければならない。

加えて、男女共同参画審議会において「若年層への啓発が重要である」と意見があったことを踏まえ、「若年層への効果的なアプローチを考慮したテーマ選定」や「教育機関との連携」を業務に追加し、15 秒や1分間の短時間で、無音声でも理解を深められる啓発動画を作成いただくこととしている。したがって本事業は、本市が求める仕様の範囲内で、民間事業者が持つ戦略的な情報発信や、動画編集等の技術を最大限に活用し、より効果的な取組手法によって実施する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪男女いきいき財団の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪男女いきいき財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9156

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍コンビニ交付用サーバへのエッジサーバ仮想環境構築業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、標準準拠システムへの移行に伴い、本市サーバ環境からクラウド環境へ移行するが、クラウド環境移行後に、住基ネットとの通信を行うにはエッジサーバの構築が必要である。本業務では、本市サーバ環境内に構築する戸籍コンビニ交付用サーバ（以下、「本件サーバ」とする。）内に、エッジサーバを仮想環境にて構築するものである。

本件サーバを含む機器一式については、「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」契約により、F L C S株式会社から借り入れているが、保守業務については、F L C S株式会社により富士通 Japan 株式会社を再受託者として指定されている。本業務を行うにあたっては、サーバ機器等の固有の知識が必要となるところ、同社以外に委託して本件サーバに障害が発生した場合、その原因が本件サーバ固有の問題によるものなのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

振り仮名対応にかかる端末増設に伴う戸籍情報システム用サーバ等設定作業
業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、令和7年7、8月に増設予定の戸籍情報システム用クライアント端末について、適切に生体認証管理ソフト等が作動し、安定的に使用できるようにするために、戸籍情報システム用サーバ等への設定作業を行うものである。設定作業は、増設する端末の展開時期に応じて、現行の戸籍情報システム用サーバか戸籍コンビニ交付用サーバ（以下、あわせて「本件各サーバ」とする。）において行うこととなる。

本件各サーバについては、「大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 再リース」及び「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」契約により FLCS 株式会社から借り入れているが、保守業務については、FLCS 株式会社により富士通 Japan 株式会社を再受託者として指定されている。

本業務を行うにあたっては、サーバ機器等の固有の知識が必要となるところ、同社以外に委託して本件各サーバに障害が発生した場合、その原因が各サーバ固有の問題によるものなのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業業務委託

2 契約相手方

TOPPAN株式会社

3 随意契約理由

本事業は定額減税実績額と当初調整給付額の合計額が定額減税すべき額に満たない納税義務者等に対して、給付金を支給することを目的としている。

多岐にわたる業務の的確な遂行及び本事業の目的を達成するためには速やかに給付を行うことができる具体的な事業スキームや効率的な体制づくりが必要となる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、TOPPAN株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、TOPPAN株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部物価高騰支援給付金担当

TEL 06-6208-7264

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるデータ移行追加対応（転入通知未着者対応、他システム向け初期セットアップ）業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係るデータ移行の追加作業として、標準準拠システム移行による住民票のデータ形式の変更に伴って必要となる「転入通知未着者対応」及び「他システム向け初期セットアップ」を実施するものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約で委託するのは、標準化対応に係るデータ移行業務であり、現行契約に接続して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば現行契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345